

## 屋外広告物表示禁止物件（飯田市屋外広告物条例 第4条）

次に掲げる物件には、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱又及び街路灯柱（次に掲げる広告物等以外の広告物等を設置し、又は設置する場合を除く。）
  - ① はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板
  - ② 巻付広告にあっては、地表から 1.2m 以上 3.2m 以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
  - ③ 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
    - ・電柱又は街路灯柱 1 本について 2 個以上設置するもの
    - ・縦 1.2m 又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅 0.6m を超えるもの
    - ・歩道（道路交通法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する歩道）と車道（同法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する車道）の区別のある道路にあっては、下端の高さ 2.5m 未満のもの又は車道に突き出るもの
    - ・歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ 4.7m 未満のもの
- (8) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産
- (9) その他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるもの
  - ① 送電塔、送受信塔及び照明塔
  - ② 貯水塔
  - ③ トンネル、高架構造物及び分離帯
  - ④ よう壁及び石垣の類（道路の防護施設に限る。）
  - ⑤ 郵便ポスト及び路上変電塔
  - ⑥ カーブミラー
  - ⑦ パーキング・チケット発給設備

### ● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
  - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
  - 国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するもので、公益上必要であり、かつ、良好な景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、当該表示又は設置について市長の許可を得たもの
  - 公益上必要であり、かつ、良好な景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもので、次に掲げるもの
- (1) 道路工事その他の工事により、公共の安全を確保し、又は公衆の利便の増進を図る目的で一時的に設置されるもの

- ・工事用の案内標識その他これらに類するもの
- (2) その他公共の福祉の増進又は啓発を目的に設置されるもの
- ・国又は地方公共団体が設置するもの
  - ・まちづくり委員会（地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定による地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。）が一時的に設置するもので、あらかじめ当該まちづくり委員会が市長と協議し、かつ、市長が適当と認めたもの

○ 屋外広告物表示禁止物件に関する申請

- ・国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するものについて、適用除外の許可を得ようとするとき